



サステナビリティ関連開示規則（SFDR*）発効 ～SFDRってナンダ???

- EU（欧州連合）が定めたESG投資に関する開示ルール
- EUの金融機関・金融サービス提供者を対象にESGの観点から金融商品の特性の評価および開示を義務付ける
- 2021年3月10日より適用され、2022年～2023年にかけて順次規制が導入される予定



なぜSFDRが必要なの？



1 パリ協定やSDGsを達成するため
→ 😞 既存の枠組みでは不十分！

世界各国は2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定や、持続可能な社会を目指すために国連が制定したSDGsを達成すべく、様々な取組みを進めています。

これらの行動を支えるためには、金融システムの整備、ならびにサステナブル投資の活性化が必要です。このことから、EUではサステナブル・ファイナンス行動計画が策定されました。



2 開示レベルを統一化するため
→ 😞 バラバラでは分かり辛い！

EU加盟国がそれぞれ開示の方法を定めるとその基準がバラバラで、各商品がどれだけESGに配慮しているのか比較することが難しくなります。

また、開示レベルが異なることで、グリーンウォッシュ（あたかも環境に配慮したようにごまかすこと）を行っているような金融商品を生み出すこと、またそれがグリーンウォッシュなのか判断することが困難となる可能性があります。



投資家とサステナブル投資を結び付けるためには、金融機関が各商品に対しESGの観点から一定の基準に基づいた情報提供を行うことが重要との判断の下、SFDRの制定・導入が実現しました。



DWSもSFDRに従い対応を進めています。

- DWSはESGを統合した運用プラットフォームに基づいて、アクティブ、パッシブ、オルタナティブを網羅するソリューションを通じ、ESG投資を推進しています。
- DWSでは欧州を中心に、SFDRの要件に従い、個別ファンドの分類や開示内容の変更（目論見書にサステナビリティ・リスクを追記）等を順次進めています。

ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.85%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.068%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツE・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツE・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会